

学校法人君津学園  
清和大学短期大学部  
機関別評価結果

令和7年3月14日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 清和大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 君津学園  
理事長 真板 竜太郎  
学 長 真板 竜太郎  
A L O 佐々木 竜太  
開設年月日 昭和 42 年 4 月 1 日  
所在地 千葉県木更津市東太田 3-4-2

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		80
	合計	80

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

清和大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和5年6月19日付で清和大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神である「真心教育」は7つの項目、3つの指針により具体化され、ウェブサイトや入学式、オープンキャンパス等により学内外へ表明している。

地域・社会貢献として木更津市と連携した様々な公開講座や高大連携事業を推進している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて確立され、ウェブサイトにより学内外に表明されている。学習成果は建学の精神に基づき定められており、ウェブサイトにより学内外に表明されている。

三つの方針は関連づけられ一体的に策定されており、大学案内や学生便覧、ウェブサイトにより学内外に表明されている。

自己点検・評価活動は、清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則に基づき実施され、併設高等学校の教員との協議の場で得た意見を自己点検・評価活動に反映している。教育の質保証を図る査定の手法を有し、定期的な点検を行っている。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準等を明確に示し、定期的な点検もされている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は学習成果に対応し、短期大学設置基準にのっとり編成されている。

教養教育は、専門教育を学ぶ上での基礎として位置づけられており、両者の関連は明確である。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、募集要項に明確に示されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、多様な選抜が公平公正に実施されている。学習成果は5項目に定められ一定の具体性がある。学習成果の獲得状況を把握するため、GPA分布図、学位取得数、免許・資格取得率などが活用されている。

卒業生の就職先に対する「卒業生の勤務状況に関するアンケート」で求める人材を把握し、学習成果の点検に活用している。

学生支援については、定期的に学生の状況を把握する機会を設けるなど、担当教員による支援が行われている。入学手続き者に対し、入学前教育をはじめ希望者にはピアノの事前

指導を実施している。学生生活委員会が設置され、学生生活の支援が行われている。健康管理やメンタルヘルスの面では、教職員・養護教諭が支援する体制、就職進路支援は、進路指導室において教職員が協働で対応する体制が整えられている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、専任教員の職位、採用等は規程に従って適正に決定している。毎年、発行する「清和大学短期大学部紀要」により、教員の研究成果を発表する機会を確保している。教育改善（FD）委員会が組織され、授業改善を図っている。

事務組織は規程に基づき編制され、指揮命令系統や職務分担を明確にしている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たす十分な面積を確保しており、多目的トイレ、エレベーターを設置するなど、障がい者への対応も積極的である。教育課程編成・実施の方針の実現のための教育施設、機器、備品が各種整備されている。施設設備、物品等の維持管理は規程に基づき適切に行われている。消防計画を策定の上、定期的に避難訓練等が実施されている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、寄附行為に基づき学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の教育の改革や充実についてもリーダーシップを発揮し発展に寄与している。また、定期的に理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮しており、規程に基づいて教授会を開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事定数に対し、2倍を超える評議員で組織されており、私立学校法、寄附行為にのっとり、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。学校教育法施行規則で規定する教育情報及び私立学校法で規定する財務情報を含む学校法人の情報については、ウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### （1）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- キャンパス内には障がい者用の駐車スペースや多目的トイレ、エレベーターや階段の手すりの設置など、障がい者への対応に積極的に取り組まれている。アクティブラーニング機能を充実させた「ラーニング・コモンズ」のほか、学生が自由にピアノの練習ができる音楽室と教材が用意されている。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人君津学園中期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である「真心教育」を踏まえた教育理念や理想を学則に明記し、入学式やオープンキャンパス、ウェブサイト等にて建学の精神を学内外に表明している。また、毎年3月末の非常勤教員も一堂に会する講師会議（兼FD・SD合同研修）においても、共有する機会を設けている。学生には、建学の精神を深く学べるように基礎科目に1年次1単位の卒業必修科目「真心教育」を開講するなど、学内外への表明、共有だけでなく、学びへの反映にも結びつけている。

地域貢献活動においては、木更津市と連携した「きさらづ市民カレッジ」を開催し、様々な講座を開講している。また、高大連携事業を推進しており、幼稚園教諭や保育士の仕事理解に役立ち、高校生の進路選択に資する講座となっている。令和5年度にはボランティアサークル「サランヘヨ！清和！」が創設され、教員と学生が地域の様々な団体と交流し、貢献している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて確立され、ウェブサイトにより学内外に表明されている。ただし、教育目的「専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる保育者の養成」と教育目標「豊かな人間性と専門的知識・技能の育成を図り、地域社会に貢献しうる良き保育者の養成」がほぼ同一内容に見えるため、教育目的（人材の養成）を具体化したものとして教育目標を検討することが望まれる。学習成果は建学の精神に基づき定められており、学科の学習成果は教育目的・目標に基づき定められ、ウェブサイトにより学内外に表明されている。三つの方針は関連づけられ一体的に策定されており、ウェブサイトにより学内外に表明されている。

自己点検・評価活動については、清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則に基づき実施され、各委員会、事務局各部署の反省と新たな課題を聴取し、併設高等学校の教員との協議の場で得た意見とともに自己点検・評価報告書に反映させている。また、教育の質保証を図る査定の仕組みについては、査定の手法を有し、定期的な点検を行っている。ただし、組織と役割を明確にし、進捗状況を把握し、改善の実施等を全専任教職員が認識しながら自己点検・評価を行い、質の保証とPDCAサイクルの活用につながる組織的な体制づくりが望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準等を明確に示し、定期的な点検もされている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は、教育課程編成・実施の方針に従い、短期大学設置基準にのっとり学習成果に対応して編成されている。教育課程は、定期的に見直しが行われている。授業科目は、「学生による授業評価アンケート」や就職先に対する「卒業生の勤務状況に関するアンケート」の回答結果を踏まえて改善の取組みがなされている。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実生活に必要な能力を育成するよう編成され、職業教育が実施されている。職業教育の効果の一層の測定・評価が望まれる。

年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修登録に関する規程に定めて運用しているが、CAP制に関する学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、募集要項に明確に示されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、多様な選抜が公平・公正に実施されている。

学習成果は5項目定められ一定の具体性がある。学習成果の獲得状況を把握するため、GPA分布図、学位取得数、免許・資格取得率などが活用されている。

GPA分布図、学位授与の取得数、免許・資格取得率、「学生による授業評価アンケート」や履修カルテ等を用いて学習成果の点検に活用している。

学生の卒業後評価に取り組んでいる。「卒業生の勤務状況に関するアンケート」を実施して勤務態度や状況等を聴取している。就職先がどのような人材を求めているのかを把握し、学習成果の点検に活用している。

学生支援については、入学手続き者に対し、希望者にはピアノの事前指導を実施するなど学習支援を行っている。入学式当日にオリエンテーションを行い、入学直後から学習の動機づけを行っている。学習面をはじめ、学生生活上の様々な悩み事等に対して担当教員が相談にのる体制がとられており、また担当教員による個人面談を実施し定期的に学生の状況を把握する機会を設けるなど、担当教員による支援が行われている。学生生活委員会が設置され、学生生活の支援が行われている。健康管理やメンタルヘルスの面では、教職員・養護教諭が支援する体制が整えられている。

就職進路支援については、就職委員会に所属する教員や進路指導室の事務職員が就職活動・就職試験の支援を行っている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織が編制され、専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、専任教員の職位、採用等は規程に従って適正に決定している。毎年、「清和大学短期大学部紀要」を発行しており、教員の研究成果を発表する機会を確保している。FD活動では、教育改善(FD)委員会が組織され、「学生による授業評価アンケート」と講師会議(兼FD・SD合同研修会)の開催を実施し、授業・教育方法

の改善を行っている。

事務組織は事務組織諸規程に基づき編制され、指揮命令系統や職務分担を明確にして構築されている。SD活動や「チャレンジシート」を通じて事務職員の能力向上を図り、学生の学習成果獲得への努力がされている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たす十分な面積を確保している。運動施設についても十分なスペースを確保している。キャンパス内には障がい者用の駐車スペースや多目的トイレ、エレベーターを設置するなど、障がい者への対応に積極的である。教育課程編成・実施の方針を実現するための教育施設である講義室、音楽室、調理実習室、保育実習室、美術室及び「ラーニング・コモンズ」が設置されている。また、機器、備品についてもピアノ、調理機器、保育用備品など各種整備されている。施設設備、物品の維持管理は規程に基づき適切に行われている。また、「清和大学短期大学部消防計画」を策定の上、定期的に避難訓練等が実施されている。

情報センターに専任職員を常駐させ、情報機器の整備や技術支援にあたっている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人君津学園中期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に基づき学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の教育の改革や充実についてリーダーシップを発揮し発展に寄与している。また、定期的に理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。決算報告や事業報告については、監事の監査を受け理事会の議決を経ており、規程に基づいて管理業務を行っている。

ただし、教授会です承を得た自己点検・評価報告については、理事会において理事長（兼短期大学学長）より報告はあったとのことだが、議事録の報告事項として記載されることが望ましい。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、学長室会議を設置して重要事項について企画立案を行っている。規程に基づいて教授会を開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査をし、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。監査結果については毎会計年度、監査報告書を作成し、毎会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しており適切に業務を遂行している。

評議員会は理事定数に対して、その2倍を超える現員で組織されており、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

私立学校法、寄附行為に規定されている事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞き、その後に理事会にて議決するなど、諮問機関として適切に運営されている。私立学校法に定められている学校法人の情報、学校教育法施行規則に定める教育情報についてウェブサイトにおいて公表・公開している。